

内閣府、総務省、法務省、  
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第 号  
経済産業省、国土交通省、環境省

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

法務大臣 古川 禎久

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 山口 壯

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、法務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第一号）の一  
部を次のように改正する。  
経済産業省、国土交通省、環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(業務運営に関する措置)</p> <p>第二十三条 認可特定保険業者は、改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百条の二第一項の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>〔一〕八 略〕</p> <p>〔2〕6 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(業務運営に関する措置)</p> <p>第二十三条 認可特定保険業者は、改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>〔一〕八 同上〕</p> <p>〔2〕6 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。